

平成27年10月6日

第70回 神戸市個人情報保護審議会

改正行政不服審査法施行後の神戸市個人情報保護審議会の審理のあり方について

(市民参画推進局)

改正行政不服審査法施行後の神戸市個人情報保護審議会の審理のあり方について

1 改正行政不服審査法について

改正行政不服審査法（以下「改正法」という。）が平成 26 年 6 月 13 日に公布され、52 年ぶりに制度の抜本的な見直しが行われた。改正法は平成 28 年 4 月 1 日に施行される予定である。

今回の改正では、

① 不服申立ての種類の一元化

☞ 現行では、処分庁に上級庁がない場合は「異議申立て」、上級庁がある場合は「審査請求」の 2 種類がある。改正法では、審査請求に一元化される。

② 審理手続における公正性を確保

☞ 新たに「審理員制度」を創設して、原処分に関与していない者を審理員として指名し、審理手続を主宰させる。審理員は審理手続を終結したときは、裁決に関する意見書を審査庁に提出する。

☞ 審査庁は、審理員から意見書の提出を受けたときは、「行政不服審査会等」という第三者機関へ諮問手続を経て裁決を行う。

③ 審理の迅速化

☞ 標準審理期間を定めるよう努力義務を課す。

等、公正性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から改正が行われた。

2 開示請求制度に係る不服申立ての審理手続について

本市の開示請求制度に係る不服申立ての審理手続は、不服申立てがあった場合、処分庁もしくは審査庁は、条例に基づく第三者機関である個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問し、諮問庁は審議会の答申を尊重して、不服申立てに対する決定又は裁決を行ってきた。これまでの審議会による答申件数は、37 件となっている。

今回の改正法の主眼の 1 つである公正性の確保についてであるが、本市の開示請求制度に係る不服申立ての審理手続は、第三者機関たる審議会の議を経ていることから、現行においても改正法と同等の手続保障の水準を十分に確保されており、裁決の客観性・公正性が担保されるものと考えられる。

3 国の開示請求制度に係る不服申立ての審理手続について

国では、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第42条第1項によって、審理員による審理手続及び行政不服審査会に関する規定を適用除外しており、現行の「情報公開・個人情報保護審査会」による審理が維持される予定である。

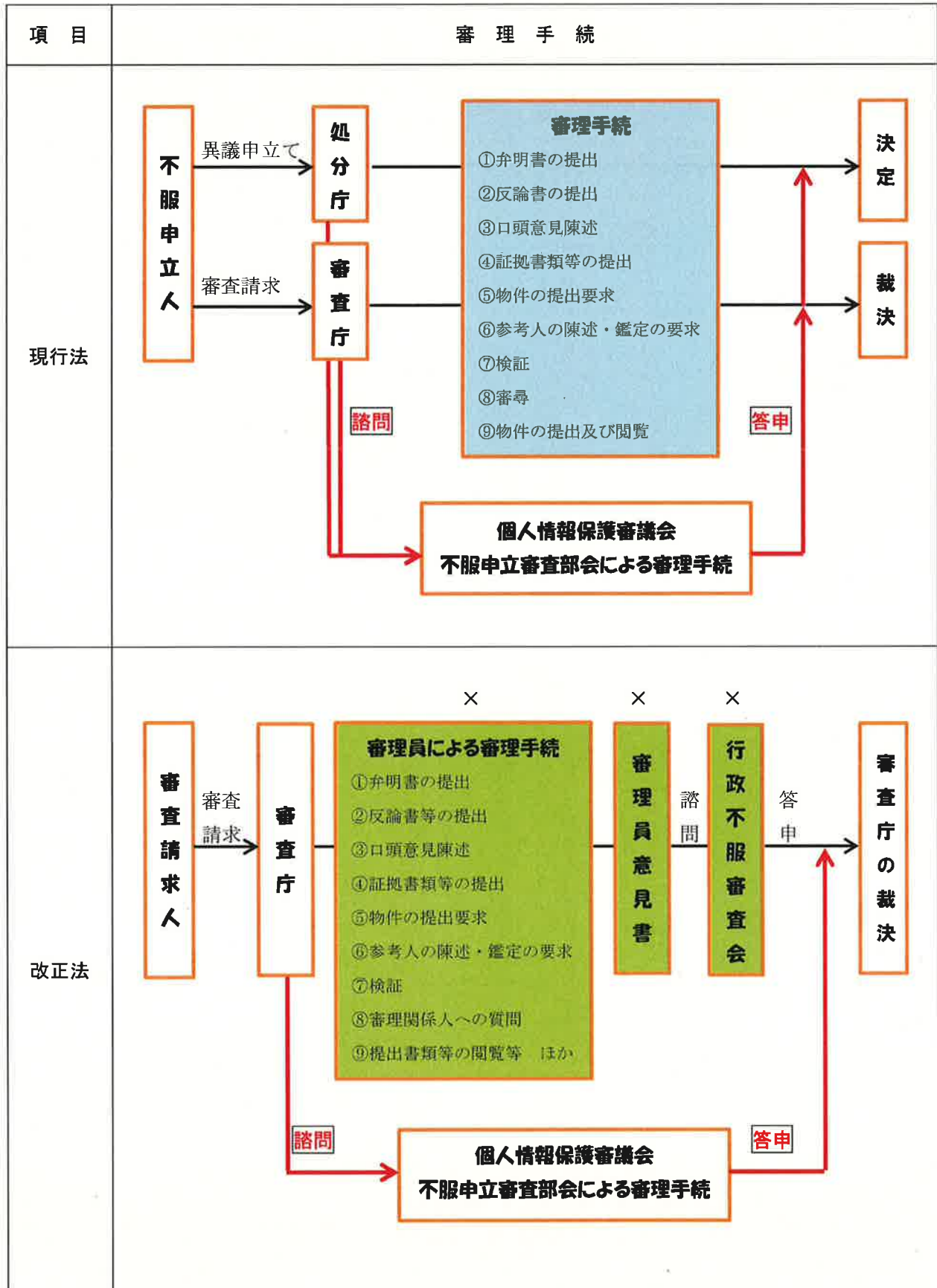
4 本市の開示請求制度に係る不服申立ての審理手続のあり方について

以上のことに鑑みて、本市の開示請求制度に係る不服申立ての審理手続は、改正行政不服審査法施行後も、現行を継続していくことが適当であると思われる。すなわち、改正法に規定された審理員の審理及び行政不服審査会への諮問という手続によるのではなく、審査庁は審査請求があつたときは、不適法な審査請求等である場合を除き、遅滞なく第三者機関たる審議会に諮問するという手続によるものである。

5 参考資料

- ① 行政不服審査法の全部改正に伴う神戸市個人情報保護審議会の審理手続
- ② 行政不服審査制度の見直し方針（概要）（平成25年6月 総務省）
- ③ 行政不服審査法・新旧対照表

行政不服審査法の全部改正に伴う神戸市個人情報保護審議会の審理手続(案)



行政不服審査制度の見直し方針(概要)

平成25年6月
総務省



総務省

行政不服審査制度とは

- ・ 行政処分に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続
 ※ 国と地方公共団体に共通に適用される仕組み
- ・ 簡易迅速な手続により、国民の権利利益の救済が可能(手数料は無料)
 国への申立て : 約2.3万件 (認容率11.9%) 【平成21年度】
 地方公共団体への申立て : 約1.6万件 (認容率5.4%) 【平成21年度】

(参考)

平成21年度に裁判所に提訴された
行政事件は約4千件

見直しの考え方

行政不服審査法については、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなく、

- ①公正性の向上
- ②使いやすさの向上
- ③国民の救済手段の充実・拡大

の観点から、時代に即した見直しが必要であり、

総務省として、見直し方針を取りまとめるもの

(参考) 関連する法制度の整備・拡充

- ・ 平成5年 行政手続法の制定
(聴聞手続など事前手続の整備)
- ・ 平成16年 行政事件訴訟法の抜本改正
(出訴期間の延長など司法救済手続の拡充)

今後のスケジュール

- 見直し方針に沿って、300本以上の関係法律の見直しを行い、次期通常国会への法案提出を目指す。
- 法案成立後は国の行政機関、地方公共団体等で準備を進めるとともに国民への周知を行い、2年以内に新制度に移行

主な見直し内容

1. 公正性の向上～点検の強化(審理の見える化)～

○ 不服申立ては、審査請求人と処分庁の主張を審理した上で、審査庁(大臣等)が裁決を行う手続

[見直し内容]

(1) 審理において、職員のうち処分に参与しない者(審理員)が、両者の主張を公正に審理

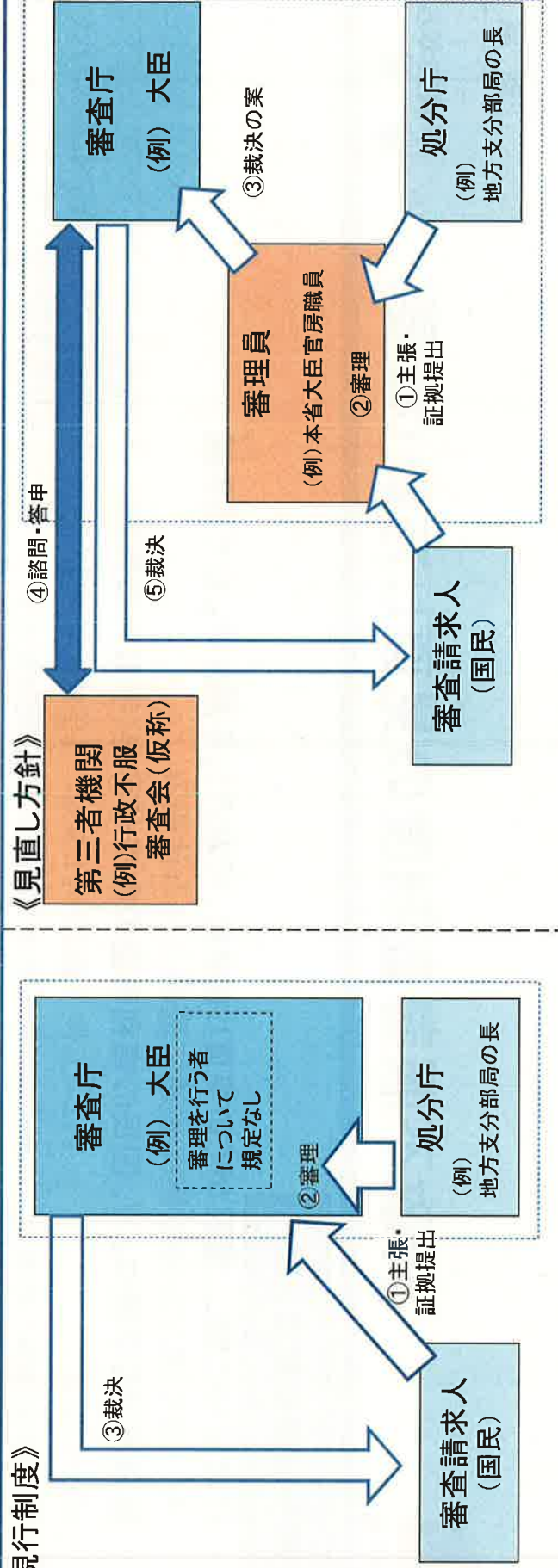
- ・ 現在、審査請求の審理を行う者について法律に規定がなく、処分関係者が審理を行うことがありうる。

(2) 裁決について、有識者から成る第三者機関が点検

- ・ 第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公正性を向上

- ・ 審査請求人が諮問を希望しない場合、第三者機関が諮問を不要と認められた場合は諮問を不要とし、迅速な裁決を希望する国民にも配慮

《現行制度》



2. 使いやすさの向上～国民の利便性～

〔見直し内容〕

(1) 不服申立てをすることができる期間を60日から3か月に延長

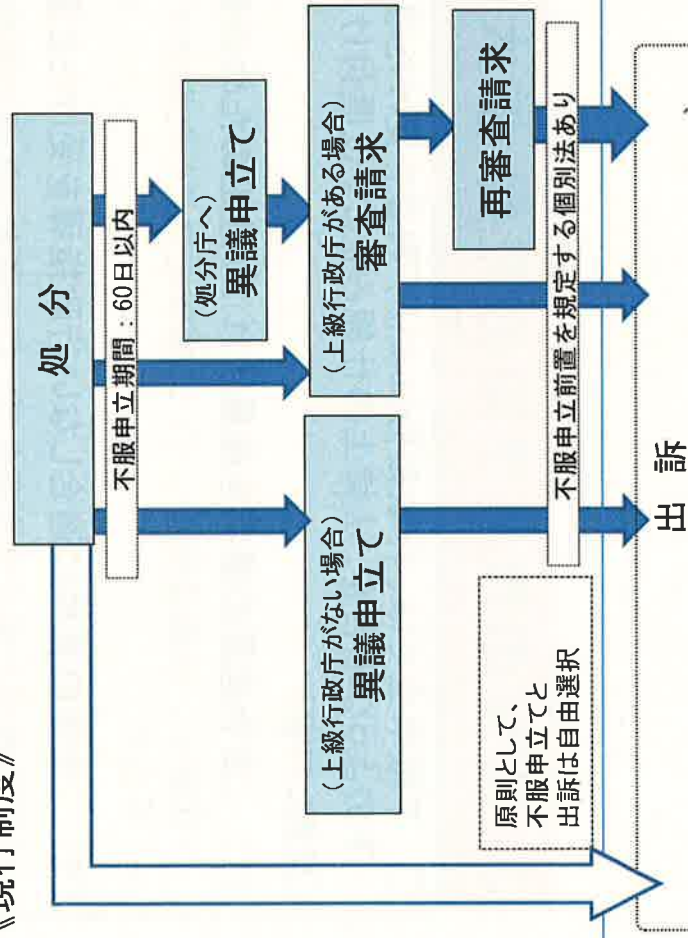
(2) 不服申立ての手続を審査請求に一元化

- ・ 現行は上級行政庁がない場合は処分庁に「異議申立て」をするが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど「審査請求」と手続が異なる。「異議申立て」をなくし「審査請求」に一元化することで、こうした問題が解消
- ・ 税など不服申立てが大量にあるものについて、例外的に処分庁に簡易に見直しを求めめる手続を設ける。

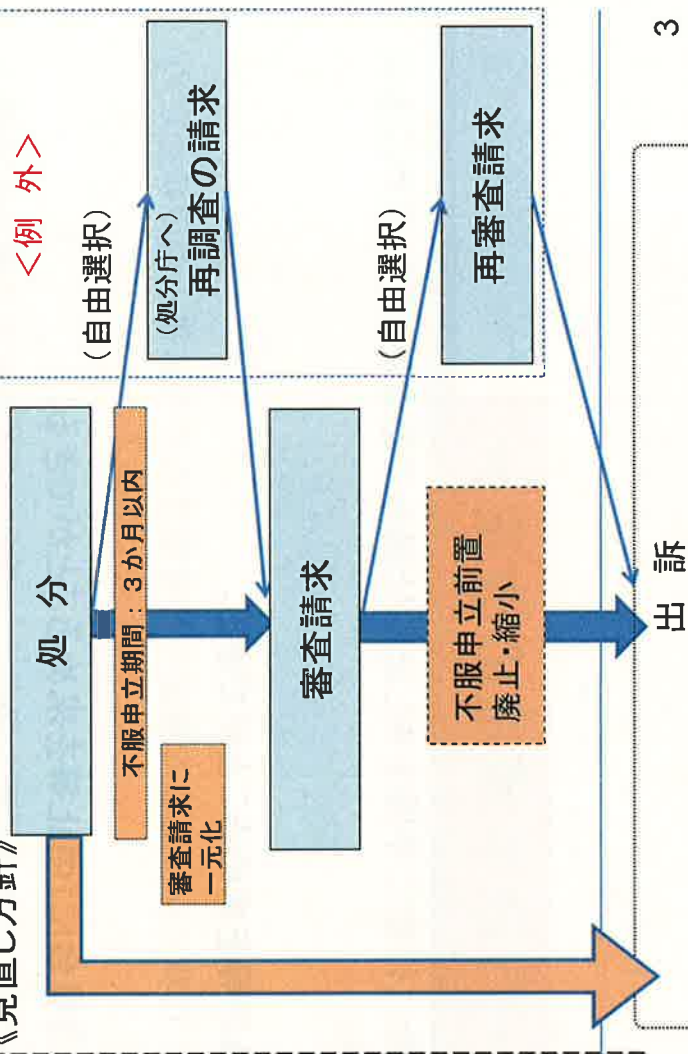
(3) 不服申立前置の見直し(裁判所への出訴との選択を拡大)

- ・ 不服申立前置（国税、社会保険等、個別法の規定により不服申立てを経た後でなければ出訴できないとするもの）について、不服申立てが大量にあるもの等に限定し、直ちに再出訴することを求める国民にも配慮

《現行制度》



《見直し方針》



出訴

出訴

3. 国民の救済手段の充実・拡大～行政手続法の改正～

○ 不服申立ては、行政処分により不利益を受けた場合に行政に不服を申し出る仕組みであるが、それ以外にも以下のような場合を、法律上の仕組みとして位置付ける。

〔見直し内容〕

(1) (法令違反の事実を発見すれば)是正のための処分等を求めることができる。

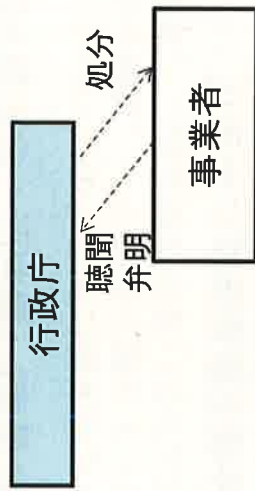
- ・ 国民が、法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続を定めるもの

(2) (法律の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合に)中止等を求めることができる。

- ・ 行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続として位置付けるもの

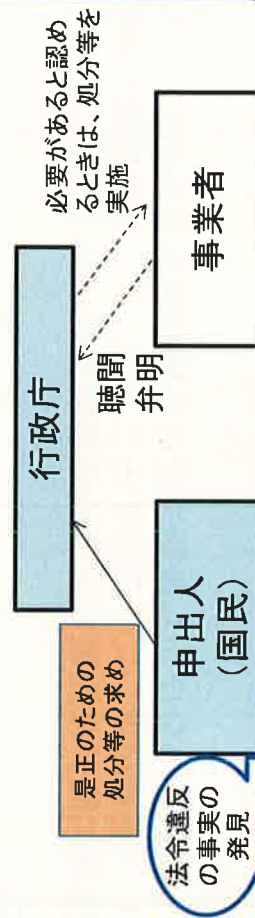
《現行制度》

(1) 一定の処分を求める申出

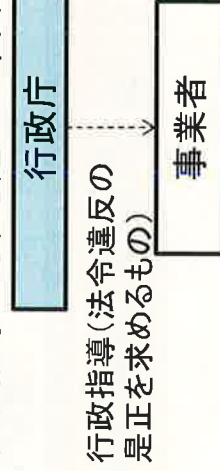


《見直し方針》

(1) 一定の処分を求める申出



(2) 行政指導に対する是正の申出



行政指導(法令違反の是正を求めるもの)

